



福岡県医師会第 946 号 (地)
令和 3 年 6 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 3 年 8 月からの介護保険制度の見直しに係る
周知への協力依頼について

さて、介護保険制度見直しにより、本年 8 月 1 日から高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

見直しの主な点といたしましては、補足給付における認定要件である預貯金額の区分変更、介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額の変更です。

なお、当該見直しの趣旨、内容等については、利用者の方々に理解いただくことが重要であることから、厚生労働省より利用者が訪れる機会が多いと考えられる介護サービス事業所でのポスターの掲示及びリーフレットの配布について、日本医師会を通じて協力依頼がありました。ポスター及びリーフレットに関しましては、厚生労働省ホームページ又は下記のアドレス等よりダウンロードが可能ですので、介護保険サービス利用者等に対して、新制度についてのご説明をする際にご活用下さい。

また、今般の制度見直しについては、日本医師会から厚生労働省に、利用者への説明を円滑に進められるよう、市区町村が現場職員（または介護施設・事業所等）をしっかり支援するように申し入れており、厚生労働省から地方自治体に対して積極的に周知するよう協力依頼が行われておりますので、必要に応じて地方自治体とも連携しつつ、利用者に周知いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

ポスター・リーフレット掲載場所：厚生労働省ホームページ
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞重要なお知らせ

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

- ・ 介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

- ・ 食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

- ・ 高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

以上

令和3年6月17日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護保険制度見直しにより、本年8月1日から高額介護(予防)サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

見直しの主な点といたしましては、補足給付における認定要件である預貯金額の区分変更、介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額の変更です。

本件につきまして、厚生労働省より本会宛に、利用者が訪れる機会が多いと考えられる介護サービス事業所でのポスターの掲示及びリーフレットの配布について協力依頼がございました。ポスター及びリーフレットに関しましては、厚生労働省ホームページ又は下記のアドレス等よりダウンロードが可能ですので、介護保険サービス利用者等に対して、新制度についてのご説明をする際にご活用下さい。

ポスター・リーフレット掲載場所：(厚生労働省ホームページ) ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ

・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります(周知用ポスター)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

・食費の負担限度額が変わります(周知用リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

・高額介護サービス費の負担限度額が変わります(周知用リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

なお、今般の制度見直しについては、日本医師会から厚生労働省に、利用者への説明を円滑に進められるよう、市区町村が現場職員(または介護施設・事業所等)をしっかりと支援するように申し入れており、厚生労働省から地方自治体に対して積極的に周知するよう協力依頼が行われておりますので、必要に応じて地方自治体とも連携しつつ、利用者に周知いただきますようお願い致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和３年８月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

(令 3.5.28 老発 0528 第 1 号 厚生労働省老健局長)

老発 0 5 2 8 第 1 号
令和 3 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本医師会
会長 中川 俊男 様

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 3 年 8 月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 97 号）等に基づき、令和 3 年 8 月 1 日より、高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

当該見直しの趣旨、内容等については、利用者の方々に御理解をいただくことが重要であることから、厚生労働省及び各自治体においては、これらの内容を御説明するためのポスターを配布するとともに、リーフレット等も活用し、関係者の皆様の御協力を得ながら、様々な場所での周知を進めているところです。

こうした取組に加え、利用者が訪れる機会の多いと考えられる介護サービス事業所等でポスターの掲示及びリーフレットの配布をお願いしたいと考えておりますので、貴団体の御協力をお願い申し上げます（ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です）。

本件につきまして、何卒、貴団体の御高配を賜りますとともに、会員各位に対して周知してまいりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ポスター及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度について御説明する際に御活用いただきますようお願いいたします。

※ ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者福祉 ＞ 重要なお知らせ

- ・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

- ・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

- ・高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>